

## 博物館、図書館の所管について

平成30年 3月26日  
三重県  
三重県教育委員会

## 1 現在の状況 ～ 地方自治法第180条の7の規定に基づく事務委任 ～

## (1)対象施設

- ① 博物館法に規定する「公立博物館」（＝登録博物館）  
三重県立美術館及び斎宮歴史博物館(H20年度～)、三重県総合博物館(H26年度～)
- ② 図書館法に規定する「公立図書館」  
三重県立図書館(H20年度～)

## (2)委任内容

教育委員会 → 環境生活部長	教育委員会 → 各館長
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4館の管理運営・事業に関するほぼ全ての事務(注)</li> </ul> (部長に委任されていない事務) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 右記</li> <li>・ 各館設置条例、同条例施行規則等の改正・廃止</li> <li>・ 各館協議会委員の任免、委嘱・解職</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 館内秩序維持のため、観覧者等に対する指示</li> <li>・ 他者に危害を加えるおそれがある場合等の入館拒否、退館命令</li> <li>・ 資料の閲覧許可、施設の利用許可</li> <li>・ 資料の貸出し、寄贈・寄託の受入れ</li> </ul>

(注) 委任されている事務であっても、重要又は異例と認める事務については教育委員会の承認が必要

## (3)教育委員会の関与

- ・ 4館を環境生活部と共管し、各館事業に協力
- ・ 設置条例等の改廃、協議会委員の任免等の事務を担当

## (4)県議会常任委員会の所管

- ・ 上記をふまえ、博物館等に関しては環境生活農林水産常任委員会が所管  
但し、設置条例の改廃に関しては教育警察常任委員会が所管

## 2 事務委任の背景等

## (1)背景

- ・ 「文化」の持つ多様な力に着目し、生涯学習を含めた総合的な文化政策を、全庁的に、より大きな観点から展開していくため、知事部局が担うこととし、教育委員会もこれに連携・協力
- ・ この際、3館を登録博物館としておく等との考え → 「移管」を選択せず

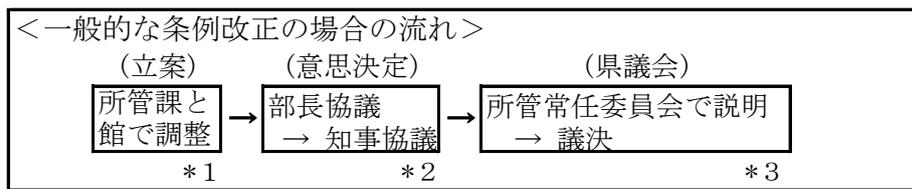
## (2)反対意見等

- ・ 反対意見はなかったものの、一部に懸念する意見あり
  - ア) 「知事部局は館運営のノウハウを有していないが、支障は生じないか」
  - イ) 「市町教育委員会が所管する県内博物館等との連携に支障が生じないか」

## 3 制度上の制約等がなくなれば改善したい点

- ・ 現状は、一部の事務に関しては、一つの部局で執行できない(＝プロセスの増加)
  - … 例えば、条例改正の場合
    - ① 執行機関内の手続きが増加
    - ② 県議会において、2つの常任委員会(1(4)参照)への説明が必要

特に、通常は博物館等を審議していない常任委員会に議案付託



＜各館設置条例改正の際に上記各段階で追加となる手続き等＞

- \*1  
・ 教育委員会事務局所管課との協議・調整が追加
- \*2  
・ 教育長協議が追加、必要に応じて修正対応  
・ 教育委員会定例会での審議が追加  
なお、環境生活部職員も出席し、説明
- \*3  
・ 議案を付託されるのは教育警察常任委員会で、環境生活部職員も出席し、審議  
なお、各館の事業や管理運営に関わるため、環境生活農林水産常任委員会でも制度改正の内容を説明

(注：下線を付した手続き等について)

- ・ 基本的に、改正条例案提出前に、教育委員会定例会等に、制度改正内容を説明  
→ 上記で出された意見をふまえて、条例改正案を提出するのが通常  
= 教育委員会定例会等の審議は最低2回必要

(博物館、図書館の所管が選択制となり、本県が採用する場合)

メリットの一つとして、上記の改善 (=一連の事務を一つの部局で執行できる)

～採用には、知事部局と県教育委員会の連携を担保するための仕組み等の検討要

#### 4 閣議決定文書への意見 ～追加共同提案団体として要望した背景等～

##### (1)現行制度上、博物館及び図書館が教育委員会所管となっている理由 = 政治的中立性の確保

- ・ 社会教育は、主として公民館、図書館、博物館において行われているが、(中略)、図書館、博物館についても、図書や展示資料の選択について政治的中立性が要請される

～ 「地方分権時代における教育委員会の在り方について」(中央教育審議会教育制度分科会地方教育行政部会まとめ(平成17年1月))

- ・ 図書館等の社会教育施設で行われる各種事業は、(中略)その内容は政治的中立性の確保が必要であり、教育行政部局が担当するものとして存置すべきである

～ 「今後の地方教育行政の在り方について」(中央教育審議会答申(平成25年12月))

##### (2)このWGでの検討に関し、特に、配慮すべき点 ～ 第1回WG 資料4より ～

- ・ 教育の政治的中立性の確保
- ・ 継続性・安定性の確保
- ・ 地域住民の意向の反映

##### (3)三重県としての考え方

- ① 基本的なスタンス ～ 地方分権の推進 ～
  - ・ めざすのは、「各地方が自らの判断と責任において行政運営を行う分権型社会」の実現

② 先行の検討結果(注) ～ 国との制度的不均衡等 ～

- ・ 政治的中立性の確保や地域住民の意向の反映等は他の方法でも対応可
- ・ 国は、社会教育を含む教育行政に関し行政委員会制度をとっていない
  - 政治的中立性確保の要請は地方特有のものではない＝制度的不均衡
  - 地域住民の意向の反映は公選の長のほうが適切になしうる など

(注)地方制度調査会答申(平成17年12月)ほか

③ 本県の実態

- ・ 事務委任により、博物館や図書館の管理運営・事業に関するほぼ全ての事務を知事部局が所管しているが、これまで、4(2)の3点に関する支障は生じていない
  - … 博物館協議会等や県議会、県民からの指摘なし
- ・ WG(第1回、第2回)で示された懸念等に関する実態は参考資料のとおり

④ 知事部局としての考え方

- ・ 上記①～③をふまえ、北海道の提案に賛同
- ・ 閣議決定文書に基づく今回の検討が、地方の自主性・自律性拡大の観点から進められ、公立博物館(＝登録博物館)及び公立図書館の所管について、各地方公共団体がその実情に応じて任意に選択できるようになることを期待

(博物館、図書館の所管を選択制とする場合のメリット)

博物館法や図書館法等の求める役割を適切に果たしつつ、まちづくり行政や観光行政等の他の行政分野との一体的な取組を一層推進したいと考える地方公共団体にとって選択肢が増えること

- ・ なお、本県の実態等からは、選択制にしても、図書や展示資料の選択、事業内容に関する政治的中立性の確保等に支障はないと考えるが、懸念される場合には、所要の措置を講じて選択制にすることも期待

<措置の例：「望ましい基準」の改正>

- ア) 基本的運営方針・事業計画の策定・公表を義務化
- イ) 協議会等を活用した評価を義務化
- ウ) 図書館資料収集方針の策定・公表を義務化 など

⑤ 教育委員会としての考え方

- ・ 知事部局と同様、北海道の提案に賛同
  - 中央教育審議会答申(平成20年2月)において、家庭・地域の教育力の向上や学習機会のニーズの高まりにこたえるため、地域における課題等に関する学習活動の場や子どもたちの学校外の居場所、自主的な学習の場、家庭教育支援の場等として、博物館、図書館などの社会教育施設は、社会教育を推進する拠点施設として、その機能を充実させる必要があるとされている。今後、選択制となった場合でも、社会教育施設としての位置づけに変わりはなく、その機能は確保され支障はないと考えるが、今後も、教育との関係性を維持していけるよう留意は必要
- ・ そのうえで、閣議決定文書に基づく今回の検討は、公立博物館及び公立図書館の所管について、各地方公共団体の判断で選択できるようになるという点は、地方公共団体の自主性を尊重し、地方分権につながる内容であるとともに、一体的行政運営の確保に貢献

(博物館、図書館の所管を選択制とする場合のメリット)

社会教育法等で求められている役割や専門性の確保を前提としながら、地域社会への参画や地域文化の振興につながる学びへと発展し、これまでの枠組みを超えた幅広い施策への展開を一層推進したいと考える地方公共団体にとって選択肢が増えること

## WG(第1回、第2回)において示された選択制に対する懸念等について

- このWGにおける検討では、地方公共団体の長が所管することについて、「社会教育施設としての基本的機能が損なわれることはないか」、「学校教育や社会教育との連携が軽視される恐れがある」等の懸念も示されている。
- 事務委任後においても、本県では、博物館等は社会教育施設としての機能をしっかりと果たし、学校教育との連携も重視した取組を展開しているため、今後のWGでの検討の参考として、いくつかの実例をお示しする。

## 共通

- 「三重県教育施策大綱」等をふまえて策定した「三重県教育ビジョン」(=三重の教育のめざす姿とその実現に向けた取組内容・目標を示す中期計画)において、社会教育施設の利用促進や、社会教育施設との連携による文化芸術活動の充実を位置づけ、各種取組を展開中

## ①子どもたちを対象とした参加体験型の学習プログラムの提供

- 総合博物館では平成28年度実績で延べ約240校(年度によっては300校超)が社会見学等で利用  
この際、実物資料を用いて科学的・論理的に学びを深めることができるよう、教育委員会の意見をふまえて作成したワークシート等を活用

なお、総合博物館では、毎年度、企画展等のうち1回は小学校のカリキュラムにあわせた展覧会を開催

- 県立美術館では平成27～29年度に、特別支援学校の子どもたち向けのプログラム(アーティストが入ったガイダンス授業や美術館体験等)の提供や、鑑賞ツールの作成

## ②出前授業の実施

- 総合博物館や県立美術館等から離れた地域にある学校等において、科学体験教室や学校美術館等を開催
- スーパーサイエンスハイスクール事業への協力として、総合博物館学芸員が講座を担当

## ③事務委任後の平成26年4月以降、高校生以下の観覧料の無料化

## ④多彩な企画展の開催等を通じて幅広い層に学びの機会を提供

- 参考資料2の取組に加え、本居宣長や松浦武四郎、横光利一等の県ゆかりの偉人や豊かな自然等をテーマとした企画展を開催
- 平成29年の県立美術館開館35周年記念展の一つ「テオ・ヤンセン展」では、開館以来2番目の観覧者数を記録。子どもはもとより、従来とは異なる利用層も多く来館

- この他にも、学校教育との連携の観点から、教員研修への講師派遣、中学生の職場体験の受入れ等を実施
- さらに、環境生活部のネットワークを活用し、外国人学校や私学とも連携

## 図書館

- 事務委任後の平成23年4月、図書館の在り方の変化(=図書の貸出しにとどまらない地域の課題解決に役立つ図書館となること)等をふまえ、全ての県民と三重県に関心がある全ての方々に対し、幅広い図書館サービスを提供していくことで、三重県全体の図書館サービスの向上をめざす「三重県立図書館改革実行計画」を策定し、以降、各種取組を展開中

- なお、上記について、オープンな手法で策定し、取組を展開していることなど、県内の図書館活動を積極的に推進している点が評価され、Library of the Year 2012優秀賞を受賞

## まちづくり、観光行政等との連携について

- ・ 今後のWGでの検討の参考として、博物館等が企画展や講座、講演会の開催など社会教育施設としての機能を果たすことを通じて、まちづくりや観光等を所管する他部局の施策推進に貢献した事例をいくつかお示しする。
- ・ なお、現在、恐竜資源について学術研究をはじめ、生涯学習、地域振興、イメージアップ等に活用している福井県立恐竜博物館に、本県の学芸員を派遣し、そのノウハウを館運営に反映するとともに学芸員の資質向上に努めている。

## 平成25年

- ・ 本県では、観光関連産業を本県経済をけん引する産業の一つとして大きく育てていくため、平成25年の第62回神宮式年遷宮など全国からの注目が集まるビッグチャンスを見逃さず最大限に生かしていくこと等を盛り込んだ「三重県観光振興基本計画」(H24.3)を策定して、所管部局を中心に全庁的に取り組んだ。
- ・ 県立博物館(注)、県立美術館、斎宮歴史博物館及び県立図書館も、県文化会館、県生涯学習センター等と「伊勢」を統一テーマとして、企画展や講演、公演等を断続的に開催し、学びを深める機会を提供するとともに、県内外にその魅力を発信した。

(注)平成26年度の総合博物館開館前の博物館

## 平成26年

- ・ 本県では、世界遺産である熊野古道に代表される豊かな地域資源を活用して東紀州地域全体の魅力アップ、地域全体の活性化に取り組んでいる。  
平成26年には、熊野古道の世界遺産登録10周年を迎えたことから、所管部局を中心として、関係部局が重点的に取組を展開した。
- ・ 総合博物館、県立美術館、斎宮歴史博物館及び県立図書館も、県文化会館、県生涯学習センター等と「熊野古道」を統一テーマとして、企画展や講演、公演等を断続的に開催し、学びを深める機会を提供するとともに、県内外にその魅力を発信した。

## 平成27年

- ・ 本県では、伊勢志摩サミットの開催を、国際観光地としてのレベルアップだけでなく、地域の総合力向上につなげる千載一遇のチャンスにとらえ、本県ならではの美しい自然、豊かな文化・伝統、先端技術等を強力に発信するとともに、サミットを一過性に終わらせることなく、開催後の地域活性化につなげることを目的に、県民と関係機関・団体、市町や県が一丸となって各種取組を展開した。
- ・ 総合博物館、県立美術館、斎宮歴史博物館及び県立図書館も、県文化会館、県生涯学習センター等とともに、「伊勢志摩サミット」にちなんだ企画展や講演等を開催し、学びを深める機会を提供するとともに、機運の醸成や県内外への魅力発信に貢献した。

## 平成28年

- ・ 本県では、何度でも訪れたい観光地づくり、インバウンド倍増に向けた海外誘客に取り組んでおり、その核の一つとして、「忍者」、「海女」等の本県が世界に誇るクールジャパン資源を活用している。  
平成27年10月には関係自治体等とともに「日本忍者協議会」を設立して、平成28年を「忍者元年」と定め、所管部局を中心に各種取組を展開している。
- ・ これをふまえ、総合博物館では、忍者に関する近年の科学的研究(三重大学等)で明らかにされた忍者の技術や身体能力、知恵を解き明かす企画展を開催し、県内外への魅力発信に貢献した。